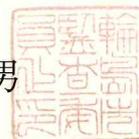


輪島市監査公表第34号

平成29年12月27日付発監査第297号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 上 第 167号

平成30年1月18日

輪島市代表監査委員 高 野 哲 男 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

監査対象機関

上下水道課

監査執行年月日 平成29年12月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について 上下水道の性格上、使用制限をする際には慎重な対応が必要と思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努めていただきたい。</p>	<p>上下水道料金の滞納者には、毎月、督促状を発送している。滞納者には口座振替の手続きを勧め、納め忘れを防ぎ、毎月1日または15日に滞納分の口座振替を行っている。また、今年度からは悪質な滞納者に対し、簡易裁判所に支払督促を申し立て、法的措置を行っている。</p> <p>受益者負担金についても、督促状、催告状を発送しながら分納計画を提示し、滞納額の減少に努めたい。</p>	<p>措置方針等</p>